

福島県旅館業法施行条例

〔昭和43年10月15日〕
福島県条例第36号

改正 昭和45年10月20日 条例第49号
昭和61年 3月25日 条例第16号
平成10年 3月27日 条例第20号
平成12年 3月24日 条例第68号
平成15年 3月24日 条例第31号
平成17年 3月25日 条例第40号
平成23年 7月12日 条例第75号
平成26年 3月25日 条例第40号

福島県旅館業法施行条例をここに公布する。

福島県旅館業法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第3条第3項第3号、同条第4項、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号の規定による営業者が営業の施設について講じなければならない衛生措置の基準等を定めるものとする。

(昭45条例49・一部改正、平12条例68・平15条例31・一部改正)

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第1条の2 政令第1条第1項第11号に規定するホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室

和式の構造設備による客室は、壁、はめ板、ふすま又はこれらに類するもので客室と他の客室、廊下等と区画すること。

二 浴室

ア 客室、廊下その他の場所から見通すことができない構造とすること。

イ 換気、採光及び湯気抜きのために必要な窓その他の開口部又はこれに代わる装置を設けること。

ウ 湯及び水を十分に供給することができる設備を設けること。

エ 洗い場の床及び床面から0.9メートルまでの側壁は、耐水材料を用いた構造とすること。

オ 脱衣所は、洗い場と区別し、その床は、耐水材料を用いた構造とすること。

三 便所

ア 便器は、不浸透性材料を用いたものとする。

イ 水を十分に供給することができる流水式の手洗い設備を設けること。

四 その他の構造設備

階段及び二階以上にある客室、廊下その他の場所の転落のおそれのある箇所には、堅固な手すりを設けること。

(平15条例31・追加)

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第1条の3 政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準は、前条に規定する基準のほか次のとおりとする。

一 洗面所

洗面設備は不浸透性材料を用いたものとする。

二 便所

水洗式とすること。ただし、土地の状況その他の理由により水洗式により難しい場合であつて衛生上支障がない構造であると知事が認めるときは、この限りでない。

(平15条例31・追加 平17条例40改正)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第1条の4 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第1条の2及び前条に規定する基準のほか、階層式寝台を設ける場合にあつては、その階層の数を二層とすることとする。

(平15条例31・追加)

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第1条の5 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1条の2及び第1条の3に規定する基準のほか次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル以上とすること。

二 客室には、押入れを設けること。

(平15条例31・追加)

(構造設備の基準の特例)

第1条の6 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設の構造設備については、季節的状況、地理的状況等によつて 前3条の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、知事が衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

- 2 省令第5条第1項第4号に掲げる施設であつて客室の延床面積が33平方メートル未満であるものの構造設備については、第1条の3第2号に掲げる基準は、適用しない。
(平15条例31・追加 平17条例40改正)

(社会教育施設等)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
 - 二 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - 三 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - 四 児童の教育若しくは福祉に関する施設又はスポーツ施設で知事が指定したもの
- 2 前項第四号の規定による指定は、福島県報で告示して行う。

(昭45条例49・追加、昭61条例16・一部改正)

(許可について意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用される場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。

- 一 設置者が国である施設については、当該施設の長
- 二 設置者が地方公共団体である施設については、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 設置者が前2号に掲げる者以外である施設については、当該施設の所在地を管轄する市町村の長

(昭45条例49・追加、昭61条例16・一部改正)

(換気)

第4条 換気の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 換気のため窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。
- 二 機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)による場合は、当該設備を十分に運転すること。

(昭45条例49・旧第2条繰下、平10条例20・一部改正)

(採光及び照明)

第5条 採光及び照明の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室 床面において40ルクス以上の照度を有すること。
- 二 浴室、洗面所及び便所 床面において30ルクス以上の照度を有すること。

- 三 廊下及び階段 床面において20ルクス以上(深夜にあつては、床面において5ルクス以上)の照度を有すること。
(昭45条例49・旧第3条繰下)

(防湿)

第6条 防湿の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水施設は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。
二 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。
(昭45条例49・旧第4条繰下)

(清潔)

第7条 清潔を保持するための措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 営業の施設及びその周辺
ア 営業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。
イ ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。
二 客室
客室には、くず入れを備えること。
三 浴室
ア 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給すること。
イ 浴槽水(浴槽内の水をいう。以下同じ。)は、毎日入れ替えること。ただし、浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合は、必要に応じ入れ替えること。
ウ 循環装置により浴槽水を循環する場合にあつては、循環水の誤飲を防止するための措置を講ずること。
エ 浴室には、清潔な洗いおけ及び腰掛を備えること。
オ 脱衣かご、脱衣棚等は、常に清潔にしておくこと。
四 洗面所
ア 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
イ 洗面所には、くず入れを備えておくこと。
五 便所
ア 汲取式便所にあつては、殺虫剤、防臭剤等の散布その他の方法により、常に防臭に努めること。
イ 手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。
ウ 手洗設備に手ぬぐい、タオル等を備えるときは、宿泊者一人ごとに取り替えること。
六 廊下
廊下には、必要に応じくず入れを備えること。

七 寝具類

ア 寝具類は、常に清潔にし、客室の総定員以上の数を備えること。

イ 敷布、まくら覆い、布団襟及び浴衣は、宿泊者一人ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ 寝具類は、随時日光に当てる等により乾燥すること。

(昭45条例49・旧第5条繰下、平10条例20・一部改正)

(その他の衛生措置)

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか、宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

一 客室の定員

客室の定員は、次に定めるところにより算出した人数を超えないこと。

ア ホテル及び旅館営業

(1)洋室 床面積4.5平方メートルにつき一人

(2)和室 床面積3.0平方メートルにつき一人

イ 簡易宿所営業

床面積2.2平方メートルにつき一人(階層式寝台を有する客室にあつては、当該寝台の各階層の面積1.65平方メートルにつき一人)

ウ 下宿営業

床面積3.0平方メートルにつき一人

二 暖房設備

ア ガス、石油等を燃料とする暖房設備を客に使用させる場合には、客の見やすい場所に、その使用方法その他衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。

イ ガスを燃料とする暖房設備にあつては、宿泊者の安全衛生を確かめた後にガスの元栓を開放すること

(昭45条例49・旧第6条繰下・一部改正、平10条例20・一部改正)

(衛生措置基準の特例)

第9条 旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があると認められるものであつて規則で定めるものについては、第5条及び前条第1号に定める基準に関して、規則で必要な特例を定めることができる。

(昭45条例49・旧第7条繰下・一部改正)

(宿泊拒否事由)

第10条 営業者が宿泊を拒むことができる事由は、宿泊しようとする者がでい酔し、又は、言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認め

られる場合とする。

(昭45条例49・旧第8条繰下)

(手数料)

第11条 法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請者及び法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は次のとおりとする。

一 旅館業許可申請手数料 一件につき2万2千円

二 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 一件につき7千4百円

3 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

4 既に納付された手数料は、返還しない。

5 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(平12条例68・平26条例40・追加)

(過料)

第12条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料とする。

(平12条例68・追加)

附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

1 福島県旅館業法施行条例(昭和33年福島県条例第15号)は、廃止する。

(平23条例75・追加、平26条例40・削除)

附 則(昭和45年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第16号)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則(平成10年条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第68号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第40号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第75号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県旅館業法施行条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成26年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。